

(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防)通所リハビリテーションの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要（介護保険事業を行う法人全体のご説明）

事業者の名称	介護老人保健施設 八祥苑 通所リハビリ
主たる事務所の所在地	熊本県八代郡氷川町早尾 132
代表者名	伊藤 正
電話番号	(0965) 62-2440

〔法人施設・事業〕

医療保険事業	八代北部地域医療センター
介護保険事業	老人保健施設・短期入所療養介護事業所
	居宅介護支援事業所
	訪問リハビリテーション
	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護（早尾園）
	通所介護（早尾園）
	訪問介護（早尾園）

2. 事業所の概要（通所リハビリテーションについてのご説明）

事業所の名称	八祥苑通所リハビリテーション
指定番号	4352980017号
所在地	熊本県八代郡氷川町早尾 132
電話番号・	(0965) 62-2440
食堂及び機能訓練室	462.57 m ²

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とその家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
運営の方針	要介護及び要支援状態の利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、必要なリハビリテーションサービスを提供する。

4. 利用定員

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は、40名と定めています。

5. 事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職種	人員
医師	1名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上
看護師・介護福祉士・その他の介護職	5名以上

6. 営業時間

営業日	月曜から土曜日	休業日	12月31日から1月3日
営業時間	7時45分から16時45分		

7. 臨時休業

- * 自然災害（豪雨・台風・大雪等）サービス提供が危険と判断した場合。
- * 感染症（コロナウイルス・感染性胃腸炎・インフルエンザ等）で感染拡大予防が必要と判断した場合。
- * 臨時休業のご連絡が状況によっては、突然になることをご了承ください。

8. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

9. 利用料：総単位数×地域単価×1割（または2割・3割）＝自己負担額

【地域単位は1単位＝10円（その他）

〈基本サービス費、要介護の方〉＊1割負担の場合。

大規模型通所リハビリテーション費・（通常規模通所リハビリテーション費）

		介護度	単位数		金額（1割）	
2 時間 未 満	1 時 間 以 上	要介護1	357/日	(369/日)	357円	(369円)
		2	388/日	(398/日)	388円	(398円)
		3	415/日	(429/日)	415円	(429円)
		4	445/日	(458/日)	445円	(458円)
		5	475/日	(491/日)	475円	(475円)
時 間 未 満	2 時 間 以 上	要介護1	372/日	(383/日)	372円	(383円)
		2	427/日	(439/日)	427円	(439円)
		3	482/日	(498/日)	482円	(498円)
		4	536/日	(555/日)	536円	(555円)
		5	591/日	(612/日)	591円	(612円)
時 間 未 満	3 時 間 以 上	要介護1	470/日	(486/日)	470円	(486円)
		2	547/日	(565/日)	547円	(565円)
		3	623/日	(643/日)	623円	(643円)
		4	719/日	(743/日)	719円	(743円)
		5	816/日	(842/日)	816円	(842円)
時 間 未 満	4 時 間 以 上	要介護1	525/日	(553/日)	525円	(553円)
		2	611/日	(642/日)	611円	(642円)
		3	696/日	(730/日)	696円	(730円)
		4	805/日	(844/日)	805円	(844円)
		5	912/日	(957/日)	912円	(957円)
時 間 未 満	5 時 間 以 上	要介護1	584/日	(622/日)	584円	(622円)
		2	692/日	(738/日)	692円	(738円)
		3	800/日	(852/日)	800円	(852円)
		4	929/日	(987/日)	929円	(987円)
		5	1.053/日	(1120/日)	1.053円	(1120円)
時 間 未 満	6 時 間 以 上	要介護1	675/日	(715/日)	675円	(715円)
		2	802/日	(850/日)	802円	(850円)
		3	926/日	(1046/日)	926円	(1046円)
		4	1077/日	(1137/日)	1077円	(1137円)
		5	1224/日	(1290/日)	1224円	(1290円)

間 未 満 7 時 間 以 上 8 時	要介護1	714/日 (762/日)	714円 (762円)
	2	847/日 (903/日)	847円 (903円)
	3	983/日 (1.046/日)	983円 (1.046円)
	4	1.140/日 (1.215/日)	1.140円 (1.215円)
	5	1.300/日 (1.379/日)	1.300円 (1.379円)

〈加算・・・上記料金の他に場合に応じて算定される料金です〉

理学療法士等体制加算	1時間以上2時間未満の場合。 30単位加算 30円 1日につき
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満の場合。 12単位加算 12円 1回につき 4時間以上5時間未満の場合。 16単位加算 16円 1回につき 5時間以上6時間未満の場合。 20単位加算 20円 1回につき 6時間以上7時間未満の場合。 24単位加算 24円 1回につき 7時間以上の場合。 28単位加算 28円 1回につき
入浴介助加算（Ⅰ）	40単位加算 40円 1日につき
入浴介助加算（Ⅱ）	60単位加算 60円 1日につき
リハビリテーションマネジメント加算ロ	同意日の属する月から6月以内。 593単位加算 593円 1日につき 同意日の属する月から6月超。 273単位加算 273円 1日につき 事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合。 270単位加算 270円 1日につき
通所リハ短期集中個別リハ加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）「週2回限度」 110単位加算 110円 1日につき
通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅰ	1日につき240単位加算（週2回を限度）
通所リハ退院時共同指導加算	退院時共同指導加算（退院時1回を限度）。 600単位加算 600円 1回につき
通所リハサービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）。介護福祉士が介護職員の総数が70%以上。かつ勤続年数10年以上の介護福祉士の総

	数が 25%以上。* 常勤換算 22 単位加算 22 円 1 回につき
通所リハ科学的介護推進体制加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算。 110 単位加算 110 円 1 月につき
通所リハ送迎加算	事業所が送迎を行なわい場合。 47 単位減算 -47 円 片道につき
通所リハ感染症災害 3% 加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合。 所定単位数の 3%加算 一月につき
通所リハ処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位数の 86/1000 加算 1 月につき

〈基本サービス費、要支援の方〉

介護予防通所リハビリテーション費*	要支援 1 2.268 単位 1 月につき 要支援 2 4228 単位 1 月につき
予防通所リハ 1 2 月超減算 21 予防通所リハ 1 2 月超減算 22	利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合。 要支援 1 : 120 単位減算 1 月につき 要支援 2 : 240 単位減算 1 月につき
予防通所退院時共同指導加算	退院時共同指導加算 (退院前カンファレンス参加) 600 単位加算 1 回につき
予防通所リハ一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算 480 単位加算 1 月につき
予防通所リハ科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算 40 単位加算 1 月につき
予通りハサービス提供体制加算 I 1 予通りハサービス提供体制加算 I 2	要支援 1 88 単位加算 1 月につき 要支援 II 176 単位加算 1 月につき
予防通所リハ処遇改善加算 I	所定単位数の 86/1000 加算 1 月につき

・食材費：530 円。

10. 非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。
- ⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- ⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - (一) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回程度
 - (二) 利用者を含めた総合避難訓練・・・年2回程度
 - (三) 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・随時
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11. 感染症のまん延、地震などの自然災害など不測の事態が発生しても、業務を中断しない様に準備し、重要業務を継続するための、計画書策定。

- ①研修：BCP とは何か・災害時初動対応の説明。または感染症の知識+体調不良者確認時の連絡方法。最低どちらか1回の研修を行う。
- ②訓練：防災訓練+災害対策本部立ち上げ訓練・手洗い、PPE 訓練+感染症対策本部立ち上げ訓練。
- ③随時、取り組みは見直し更新を行う。

12. 事故発生時の対応

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、保証人等のご家族へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は『事故発生の防止のための検討委員会』が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

13. 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・全館禁煙とします。
- ・火気の取り扱いについて、ライター・マッチの持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品等の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・金銭貸し借りや物のやり取り禁止です。

14. 苦情相談窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	八祥苑通所リハビリ事業所
担当者	那須 恵
電話番号	(0965) 62-2440
対応時間	平日 午前9時30分から16時45分

(2) 苦情相談申立機関

氷川町健康福祉課 介護保険係	電話番号	(0965) 52-5852
	FAX 番号	(0965) 52-3939
八代市介護保険課	電話番号	(0965) 32-1175
	FAX 番号	(0965) 33-8983
熊本県庁介護保険審査会	電話番号	(0965) 32-1175
	FAX 番号	(0965) 33-8983
国民健康保険団体連合会 利用者苦情相談窓口	電話番号	(096) 214-1101
	FAX 番号	(096) 214-1105

* またはお住まいの保険者

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名押印して1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします（なお、署名押印は契約書に一括して行います）。